

建設経済常任委員会記録

平成 27 年 4 月 27 日（月）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

平成 27 年 4 月 27 日 審査日程

専決処分事項の報告について（建設課）

〔説明、質疑〕

地域活性化策への対応について（都市整備課）

〔説明、協議〕

国道 3 号拡幅事業について（国道・交通対策課）

〔説明、協議〕

1 出席委員氏名

委員長 藤田 昌隆

副委員長 江副 康成

委員 森山 林 齊藤 正治 内川 隆則

中川原豊志 西依 義規 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

建設部長兼上下水道局長 橋本 有功

建設課長 内田 又二

〃 参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高

〃 管理係長 牛嶋 英彦

都市整備課長 藤川 博一

〃 課長補佐兼都市計画係長 実本 和彦

〃 課長補佐兼公園緑地係長兼新幹線対策係長 古賀 芳次

国道・交通対策課長 田原 秀範

〃 課長補佐兼道路・交通政策係長 豊増 秀文

〃 道路・交通政策係主査 杉本 修吉

4 議会議務局職員氏名

議事調査係主査 横尾 光晴

5 日程

専決処分事項の報告について（建設課）

地域活性化策への対応について（都市整備課）

国道3号拡幅事業について（国道・交通対策課）

6 傍聴者

3人

7 その他

なし

下のほうに写真をつけておりますが、側溝のグレーチングが、通行する際、はね上がって、右側の側面後部を損傷したものでございます。

賠償額につきましては、11万2,255円ということで、過失割合10割ということでございます。専決処分日が4月14日でございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員長

それでは執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を始めます。

中川原豊志委員

こういうふうな、多分、駐車場は民地のほうだと思うんですけども、民地と市道の間の側溝のこういった感じの場所って、市内的にどんくらいあるか大体把握はされとっですか。

内田又二建設課長

具体的な数字は把握しておりませんが、かなりあるとは考えられます。

中川原豊志委員

よく道路の陥没のところの道路パトロールもされてるんですけども、こういったところもきちんとパトロールのときに、管理するような指示というのもきちんとされてるとは思うんですが、その辺はどんなふうですかね。

内田又二建設課長

こういった場合、なかなか目視では気づかないところもあるかと思えます。極力注意したいとは思いますが、やはり皆さんからの情報提供に頼るところが大きいかと思えます。

以上です。

中川原豊志委員

実際のところ、情報提供して、側溝ぶたの外れとっよ、グレーチングの外れとっよっちゅうてから、それから行きよったってもう間に合わんところもあるかもしれんばってんが、民地の人の要するに駐車場の管理者、もしくは民地のほうの家の人とかね、そういった方たちにやっぱり協力を願えば、するようなことばしていかならば、絶対無理と思うんですよね。

実際うちの近所もあるとですよ。僕も散歩するときに、ああグレーチングの外れとっけん、こぎゃんなめ向いとっけんが、車の通っただけで、どうかしたらもうパンクするかなて思うぐらいのところもあるけんが、そんなときは自分でこう直してやりよっですもんね。

ただ、グレーチングが少し曲がとっような感じやけんが、もう車の乗るたびにカタンカタン、カタンカタン言うて、外れたり落ちちゃげたりするんで、例えば、グレーチングのこれもうガタンガタン、曲がってから、ガタンガタン、ガタンガタン言いよっばいで、またこういうような危険性があるばいというふうなときには、グレーチングまでかえることが市の

予算的にできるものか。なら、そういうのがあれば、また、地権者のほうとかね、管理者の方に協力お願いもまた違った意味でしやすくなるのかなと思うんだけど。そういうグレーチングの取りかえとかそういうことまでできるものなのか、ちょっと確認だけさせてください。

内田又二建設課長

おっしゃるように、そういった駐車場の所有者とか、近所の方、情報提供を呼びかけてはいきたいと思います。そういう不良箇所があれば、当然取りかえなり、修繕なりして安全のためにしていく必要があると考えております。

藤田昌隆委員長

はい。ほかには。

内川隆則委員

今、執行部の話、初めて聞くような話ですけどね、私が聞く限り、相談する限り、今までこういった駐車場をつくられたりして、つくられた人たちの出入りについては、その人が、出入り口の責任は、ふたは責任を持ってやってくださいというのが基本ですと。そうは言っても、いろいろあろうからそれはうちで今回は、今回はいたしまししょうっていうふうなところもありました。

しかし、基本的には、出入りをするところが責任ですよというふうに言われてきたんですが、今の答弁ではちょっとおかしいような感じがしますが。

牛嶋英彦建設課管理係長

内川議員の御質問にお答えします。

市道からの民地への乗り入れの乗り入れ口に関しましてでございますが、乗り入れ口に関してについては、議員御指摘のとおり民地側で作成、乗り入れ口をつくるということになっておりまして、その後その乗り入れ口がつけられた後の管理については、道路側溝の場合は、道路管理者のほうで行っていくということで、この乗り入れ口の設置の工事は、一応基本的には先ほど議員申し上げられたとおり、乗り入れ口をつくりたい民地側の方がつくるところまでは行うんですが、そこの後の管理について、側溝については、市の道路管理者のほうで行っておりますので、今回の事故に関しましては、市が管理する道路側溝のふたがとれたということで、今回対応しているものでございます。

内川隆則委員

だからその辺がおかしいわけやろうが、ね。つくるのは出入りする人たちの住民でやってください、管理はうちがします。そういうふうなことになるから、こういうふうな簡単なグレーチングに終わってしまい、事故になるというふうなことにもなりかねんわけですよ。

だから、もし市がやりますと、出入り口については、こうかわったならば、それなりの対応を市がいたしましうっていうふうになれば、きちんとした4面側溝のコンクリートにするか、コンクリートぶたをきちんとつくっていくかというふうなことにすれば、こういう事故は起きらんわけですよ。

だから、今言う話は非常におかしい話でしょ。つくるのは住民のほうで責任持ってください。それで、管理はうちがいたしますなんていうのは、非常におかしい状況になってくるから、管理が行き届かんというふうなことになるわけでしょうから。

その辺は、もうどっちかどういふうにしかせんと、おかしい話になると思うんですよ。つくった人がそれは責任持たにゃんちゅうのは、普通考える常識でしょ。どうでしょうか、これから先。

牛嶋英彦建設課管理係長

この乗り入れ口に関しましては、道路法の第24条というところで規定される工事を行っていただくということになっておりますので、その工事の内容についても、その乗り入れ口工事の申請があったときに、市のほうで審査をして、市の基準に基づいて工事をしていただくという制度になっておりますので、設置の際、そこら辺のチェックを、市としても厳格に行いながら、こういうことが起きないように、今後努めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

内川隆則委員

たったこのくらいのことで、いろいろ時間ばとると非常に申しわけないと思うけども、今言う話は矛盾しとるわけよ。

であるならばね、きちんとさ、管理監督するならばいいわけであって、こういうことしなかったから、市の責任だというふうになるならば、規定に基づいたふたがされていないというならば、個人の責任になるわけでしょ。ね。きちんと規定に基づいたふたがはめられていないならば、個人の責任になるわけでしょ。何で市が11万円払わないかんかいち。こうなるわけ。

だからその辺をね、明確にせんけんこういふうなことになってしまうわけよね。我が金やなかけんが、11万円ぐらいよかたい、しよんなかたいじゃ、つまらん話からこういふ話が建設常任委員会の中で、出よっわけであってね、その辺はつきりさせんといかんとやないと。これから先、管理監督てんなんて言うたっちゃくさい。

課長か部長か答えんな。

内田又二建設課長

今、係長が言いましたように、うちの指示した基準で作成されたものについて、うちが帰

藤田昌隆委員長

引き続き、地域活性化策への対応について及び国道3号拡幅事業について、執行部からの説明を受けたいと思います。

藤川博一都市整備課長

それでは御説明いたします。

基本的に、今回の議題の御説明は、昨年、鳥栖市が行いました国家戦略特区のことについて御説明をさせていただきたいと思っております。

横長の資料1がございます。これの1ページ目なんですけど、これが昨年8月、鳥栖市が国家戦略特区提案の第2次募集に申請をいたしております。9月にヒアリングを受けまして、さらに12月、2月、農林水産省のヒアリングを受けております。

その後、2月9日に追加提案といったことで、農家の信用保証制度の拡充といった内容を追加して申請をいたしております。再度、その件につきまして、ワーキンググループのヒアリングを2月27日にお受けいたしまして、その後、3次の選定の委員会がされております。

最終的に、3月19日に結果が出ておるんだと思いますが、ここで鳥栖市の場合、選定から漏れております。

で、次の2ページなんですけど、この選定に漏れました分につきまして、今後、鳥栖市がどのように対応していくかといったことですが、基本的には、資料の右端に赤い丸で囲んでおりますが、3次指定があるという前提で、現在、精査しているところでございます。

この裏づけといたしまして、資料2のほうをお願いしたいと思うんですけども、これは国のほうの国家戦略特区諮問会議の後に、石破大臣が記者会見された分の要旨でございます。

まず1ページ目で、赤線を引っ張ってるとこなんですけど、安倍総理が、第2弾の地方創生特区の募集を速やかにやりたいと言ったということを石破大臣がおっしゃっております。

そして、めくっていただきまして4ページ目なんですけれども、ではそのスケジュールといたことについての質問が、記者団のほうからされております。この中で、石破大臣は、民間の有識者の諮問委員さんがいらっしゃるんですけど、そちらのほうから4月、5月というところをめぐりまして、再度提案募集をやりなさいということを言われましたと、そういったところで、総理も2次募集を速やかにしたいということも言ってるので、急いで追加指定についての準備をしたいというようなことを申されております。

で、こういったところの裏づけとして、さらに参考1と参考2、つけておりますが、まず参考1のほうは、民間の有識者委員さんからの提案です。2ページ目の一番上の丸ポツのところ、基本方針において、少なくとも年2回行くと、全国の自治体、民間からの提案募集を、今春、「4月から5月をめぐりに行うことにより、やる気のある、志の高い地方創生特区の

候補区域からのより大胆な規制改革提案を一層積極的に受け付けていくべき」というようなことがございます。

と、参考2のほうは、国家戦略特別区域の諮問会、同じ会議なんですが、その議事要旨です。この10ページ目で、安倍総理が地方創生特区第2弾を実現したいというふうにおっしゃっております。

こういった動向を踏まえまして、鳥栖としては、今のところまだ国のほうから、いついつ募集しますよというようなお示しはあっておりませんが、いつあってもおかしくないという考えで、今、いろいろ2次募集のときに宿題とかもいただいておりますので、その辺を各担当部署で今整理をして、申請に備えているという状況でございます。

以上、御説明といたします。

藤田昌隆委員長

はいどうも、ありがとうございました。

ただ今、執行部の説明を受けました。それではこの後は委員会で協議を行いますので、暫時休憩……（「3号線」と呼ぶ者あり）

もう1点ありましたね。はいどうぞ。

田原秀範国道・交通対策課長

それでは国道3号拡幅事業についてということで御説明させていただきます。

前回の常任委員会的时候には、まだ国道の予算が確定しておりませんでした。皆様にお配りしている資料で、今回確定した額を御報告したいと思います。

まず、佐賀県のところですけど、黄色でマーカーでしておりますけど、上が国道3号鳥栖拡幅事業ということで、事業費が9億500万円の示達となっております。その下ですけど、国道3号の鳥栖久留米道路ですけど、これの佐賀県分が1億8,400万円となっております。

それと3号にちょっと関係ないんですけど、参考ですけど、その下に、別表のほうですけど、交通安全ということにつきまして、国道34号の栈敷の自歩道の整備で600万円が、今回新規に示達されております。

さらにすいません、参考ですけど、福岡県側ということで、鳥栖久留米道路の福岡県側ということで8億500万円が今回示達されております。

説明は以上です。

藤田昌隆委員長

はい。ありがとうございました。

それでは執行部の皆さん御苦労さんでございました。

藤川博一都市整備課長

県会議員さんに3部、今、資料を準備させていただいてますので、お配りしてよろしいでしょうか。

藤田昌隆委員長

はい、どうぞ。

今、執行部のほうから報告ありましたように、国道3号線拡幅9億500万円、それから国家戦略特区指定のものは、もう1回選考に入るということで、そういうことでいいですよ。はっきり決まってる。

何かあります。

藤川博一都市整備課長

はい、今、委員長がおっしゃったとおり、国の3次申請はあるというふうに考えております。

3次募集です。

藤田昌隆委員長

はい、そうですね。

その3次募集が4月から5月ぐらいに、5月ぐらいにあるかもしれないということですかね。でいいですか。

藤川博一都市整備課長

はい、そのとおりです。

藤田昌隆委員長

はい、わかりました。

江副康成委員

3号線の拡幅の確定後に、もう陳情もやったことだし、お礼の件をちょっと確認したいということと、まずそれを確認しましょうか。

それと合わせて、今の、それに合わせて陳情とか必要があるのであれば、その視察のときの過程の、そのあたりのところも、この場がいいのか、後がいいのか。

藤田昌隆委員長

後で、1回外してもらって、でいいかと思います。

はい、ほんじゃどうも、はい執行部の皆さん、御苦労さん、はい。

〔執行部退席〕

(発言する者あり)いやいやいや、いやいや。(「いっちょんわからん」と呼ぶ者あり)(「今、休憩中ですかね」と呼ぶ者あり)

はい。暫時休憩です。

っけんがっていうふうなことでさい、積み重ねていかんとね、全員野球でやらんと絶対できん」と呼ぶ者あり)

はい、今、内川議員が言われたように、この建設経済委員会は、全員一丸となってお願いすると、行くというのはもう決定、何遍も言ってますようにしています。

それで、とりあえず一つ一つ、ほんじゃ確定したんで、まずお礼に行くのか、きちんと行くのか、その辺を決めていただきたいと。まずですね。

江副康成委員

すいません、これ私のほうが切り出してしまったのかしれませんが、3月の委員会で確定じゃないですけども、そういう打診が出たということで、とりあえず行っときなさいと、委員長、副委員長と部課長で。

そして確定後は、またしかるべきに、対応するという、委員会の一応合意があったもんですから、この時期に確定した段階で、再度、お諮りしているという状況でございますので、すいませんけど、皆様の御意向に沿って、委員会のほうは動いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

藤田昌隆委員長

今、齊藤議長のほうが時期をみてということを言われましたが、佐国の所長さんがかわってるならね、私はすぐ、また逆に、かわってないならあれですけど、時間かけてあれでしょうけど。(「まだかわっちゃない、まだ佐国はかわってないです。福国はかわられましたけどね」と呼ぶ者あり)

江副康成委員

この資料は5月1日現在ってということだから、5月1日以降の人事異動の予定かもしませんけどですね。案ても書いてあるからですね。はい。

藤田昌隆委員長

そしたら……(「かわろうとかわるまいと、ちょこちょこ行ってよかと思ひますよ」と呼ぶ者あり)

いやいや、いやいや、それはちょこちょこはですね、ちゃんときちんと委員会として行くなら、それはきちんとせんと、ちょこちょこじゃだめです。

そういうことで、ほいじゃ5月1日以降に、きちんと人事が出るということでしたら、前回どおり、議長、委員長、副委員長、皆さんも、本当はぜひ1回お願ひしたいんですが。

内川議員。どうですか。いやいやいや、いや、いい提案をしてもらったのは、内川議員が、前回、はよお礼行って固めろということでしたんで、私は、行ってよかったと思ってるんですよね。そういうことで。

西依義規委員

齊藤委員がおっしゃった、お礼プラス来年のも含めての、全然行くべきだと思いますんで、はい。それは平成 28 年度に向けての第一歩では大事な動きだと思いますんで、私もぜひ行きたいと思います。

藤田昌隆委員長

そしたら全員で行くという形でいいですかね。

しかも、5月1日付で恐らく辞令が出るでしょうから。来られてるのか。

ほいじゃ、5月にお礼に行くと、委員会全員で、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。日程の調整はもうできたら早く決めたいんですが。（「11日以降がよか」と呼ぶ者あり）

5月の11日以降。（「6日まで休みやろが。6日まで休みやろ。だから月曜日以降、11日以降。そんな次の週は視察やろ」と呼ぶ者あり）

江副康成委員

執行部のほうのスケジュール調整のほうもあるからですね。

藤田昌隆委員長

いやいやだから調整もありますから、何日かこっちで決めて、それを投げりゃいいじゃないですか。

20日の日にありますんで、午前中とかだめですかね、19日、20日、山口県の、山口県じゃなかった、山口県知事。だめ。（「視察中」と呼ぶ者あり）（「こい視察やろん。18日、19日視察やろが、建設経済委員会の」と呼ぶ者あり）（「違う、自民です」と呼ぶ者あり）（「そいけん、11日か22日ならよかですね」と呼ぶ者あり）（「会派の視察です」と呼ぶ者あり）（「会派やろん」と呼ぶ者あり）（「会派」と呼ぶ者あり）（「おらんもん」と呼ぶ者あり）

おらんごとなっけん、何日ですか。（「21日、22日はよかでしょ」と呼ぶ者あり）（「そいけん、11日の週でんさい、行けるもんだけ行ったら」と呼ぶ者あり）（「11日の週は11日、12日なら大丈夫です。13日から議運の視察が入ってます」と呼ぶ者あり）

13日、14日が議運の視察。（「13日、14日じゃなかった」と呼ぶ者あり）

視察はどこ。13日、14日がどこ。（「13日、14日、15日」と呼ぶ者あり）13日、14日、15日が何。（「議運」と呼ぶ者あり）議運。

はい。それから18日、19日が。（「18日、19日、20日が自民クラブ」と呼ぶ者あり）自民クラブ。

じゃあ22日はいかがでしょうか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）よか。（「俺はだめ」と呼

ぶ者あり) ほしいじゃ、第1で5月の22日。これでちょっと執行部としときます。

行き先は、九州地方整備局、佐国、からあと、県庁ですよ。

じゃあ江副議員、22日にしとってください。

それとあと1点、先ほど報告ありましたように、特区指定の選考が始まるということで、視察アンド陳情という形で、これは早急に行いたいと思いますがいかがでしょうか。(「よかですよ」と呼ぶ者あり) 2泊3日になるかと思えます。1日は陳情、国会に、国会、内閣府、あと国会議員の先生方でよろしいですかね。(「いついつ」と呼ぶ者あり)

その日程を今からちょっと御相談申し上げたいんですが、5月の25日の週はいかがでしょうか。(発言する者多数あり) 無理。(「26日だめ」と呼ぶ者あり)

もう6月しかないじゃん。(「いや7月ですよ。議会がある」と呼ぶ者あり) 議会か。(「議会忘れんように」と呼ぶ者あり) 議会忘れんように。(「そんな陳情だけ1泊2日で行ったら」と呼ぶ者あり)

これ陳情だけで、政務調査費っていうのは、どんなふうになったんですかね。今度、オーケー、オーケー。そしたら陳情だけ1泊2日で行きますか。(「委員会、委員会費やろ、委員会費ば使うとやろ」と呼ぶ者あり)(「いや、使わんじゃん。委員会は、委員会の視察は7月って言うたろもん、決めたろもん」と呼ぶ者あり)(「何か決めたですね、別にしようっちゅうことですよ」と呼ぶ者あり)(「それぞれの政務調査費で」と呼ぶ者あり)

じゃあ会派の政務調査費で。(「建設経済委員会は7月の7日、8日、9日って書いてっよ」と呼ぶ者あり)(「7日、8日、9日したろうが」と呼ぶ者あり)(「7日、8日、9日、しとる」と呼ぶ者あり)(「そいけん、陳情はそれぞれの会派から金出して陳情に行こいっち」と呼ぶ者あり)(「7月でもようなかですか。陳情と視察を兼ねて」と呼ぶ者あり)

そっちのほうがいい。(「ただ、このスケジュールから見ると、募集かけて、ヒアリング、ヒアリングあったりするなら、やっぱり3、4カ月以上、かかっとなじやないですか、決定まで。そいけん、とりあえず、きちんと第3次募集が受け付けてもろて、で、1回目のヒアリングがあるかないか、そのあとでも、大丈夫じゃないのかなっちな気がすつとばってん、そいけんそいが7月大丈夫かどうかわからんばってんが、7月に一応建設経済の視察ば入れとくならば、そんときに合わせてもようなかですか」と呼ぶ者あり)

その辺はいかがですかね。(「遅かですか」と呼ぶ者あり)

7月でよければ、その、皆さんがよければあれですし。(「その判断が今、2次に審査の中から選ぶのであれば、もうスポンと出るでしょ」と呼ぶ者あり)

先手必勝という言葉もありますし。(「もう1回か選り直せば、その何カ月かかるかですね」と呼ぶ者あり)(「まだ募集も入らんとときやけんが、決まらんとけん」と呼ぶ者あり)

鳥栖市議会委員会条例第 29 号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆

